

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表

【対象項目 : 61条】

資料番号 : SA設-19-3 改3

2017年12月6日
日本原子力発電株式会社

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ : ハーリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
10. その他発電用原子炉の附属施設	10. その他発電用原子炉の附属施設	
10.9 緊急時対策所	10.9 緊急時対策所	
10.9.2 重大事故等時	10.9.2 重大事故等時	
10.9.2.1 概要	10.9.2.1 概要	
(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛		記載の相違（代替緊急時対策所） ・東二は、「代替緊急時対策所」を設置していない。以下、「※1」と記載。
(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)		記載表現の相違（緊急時対策所棟内） ・玄海（緊急時対策所棟内） 東二は「緊急時対策所」として、用語の統一を図った。以下、「※2」と記載
緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。 緊急時対策所(緊急時対策棟内)の概略系統図を第10.9.6図から第10.9.11図に示す。	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。 緊急時対策所の系統概要図を第10.9-1図から第10.9-6図に示す。	記載表現の相違（概要系統図） ・東二は、系統概要図で統一、資料番号整合、関連手順と整合
10.9.2.2 設計方針	10.9.2.2 設計方針	
(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛	緊急時対策所は、緊急時対策所（災害対策本部室）及び緊急時対策所（宿泊・休憩室）から構成され、緊急時対策所建屋に設置する設計とする。	記載の相違（代替緊急時対策所）※1 緊急時対策所の範囲と設置建屋を記載
(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。	記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 ・記載表現の適正化 ・項目番号の相違
また、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。 緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制	緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策	記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するためには必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所(緊急時対策棟内)の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>a. 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまることができるよう、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備(居住性の確保)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(居住性の確保)として、緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタを使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原了力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内でのマスクの着用、交代要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>(a) 緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)及び緊急時対策所換気設備</p> <p>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体の汚染検査及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体の汚染検査の結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体の汚染検査を行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>(1) 居住性の確保</p> <p>重大事故等時においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性の確保として重大事故等対処設備(緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定並びに放射線量の測定)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定並びに放射線量の測定)として緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所の緊急時対策所非常用換気設備、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを使用する。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>a. 緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備による放射線防護</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等時において、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p>	<p>記載表現の相違(緊急時対策所棟内)※2 ・記載の適正化</p> <p>記載表現の相違(身体サーベイ) ・東二は、技術的能力、補足説明資料を含め「身体の汚染検査」で用語を統一(KK「身体サーベイ」) *着替え「等」：マスク、線量計、ヘルメット、安全帯の着脱</p> <p>記載表現の相違 ・項目番号の整理 ・東二の技術的能力手順名と整合 ・記載の整合・適正化</p> <p>記載表現の相違(緊急時対策所棟内)※2</p> <p>記載表現の相違 ・東二の技術的能力手順名と整合</p> <p>記載表現の相違(遮へい) ・東二は「遮蔽」(KKも同様)として用語の統一。以下、「※3」と記載。</p> <p>設備名称の相違 ・東二は「加圧設備」を「非常用換気設備」に含めず個別記載としている。(KKも同様)以下、「※4」と記載。</p> <p>記載表現の相違(緊急時対策所棟内)※2</p> <p>KKとの相違(文末：判断基準とする) ・KKは、文末を「超えない設計とする」記載 ・東二は61条規制要求(1.e④)に基づき「判断基準とする」と記載とした。</p> <p>記載表現の相違 ・東二の技術的能力手順名と整合 ・記載の整合・適正化</p> <p>記載表現の相違(緊急時対策所棟内)※2、(遮へい)※3</p> <p>設備名称の相違(東二：加圧設備)※4</p>

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対策所(緊急時対策棟内)外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)(3号及び4号炉共用) ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン(3号及び4号炉共用) ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット(3号及び4号炉共用) ・緊急時対策所加圧設備(3号及び4号炉共用) <p>(b) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定 緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計(3号及び4号炉共用) ・二酸化炭素濃度計(3号及び4号炉共用) <p>(c) 放射線量の測定 緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所</p>	<p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備は、重大事故等時ににおいて、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の設計に当たっては、緊急時対策所の建物の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用換気設備として緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所用差圧計を設置するとともに、緊急時対策所加圧設備を保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所非常用送風機 ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・緊急時対策所用差圧計 ・緊急時対策所加圧設備 <p>b. 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定 緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 <p>c. 放射線量の測定 緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう、放射線量を監視、測定する緊急時対策所エリヤモニ</p>	<p>設備名称の相違（東二：加圧設備）※4 記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2、（遮へい）※3 ・記載の整合・適正化 * 希ガス「等」：放射性よう素及び粒子状の放射性物質 * [低減又は防止] 緊急時対策所は加圧設備によって希ガス、粒子状物質の侵入を防止、それ以外の区画は非常用換気設備によって粒子状物質の侵入を低減する設計とする。</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 ・非常用換気設備としての対象設備明確化 設備名称の相違（東二：加圧設備）※4 設備の相違（東二：差圧計）※5</p> <p>記載表現の相違（遮へい）※3 設備名称の相違 設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし 設備の相違（東二：差圧計）※5</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 ・記載の適正化 設備名称の相違 記載表現の相違（加圧判断に使用する） ・東二の加圧判断（希ガス等の放射性物質の</p>

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>エリアモニタ及び加圧判断に使用する可搬型エリアモニタを保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタの指示値は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内にて容易かつ確実に把握できる設計とする。また、可搬型エリアモニタの指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内で監視できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所エリアモニタ(3号及び4号炉共用) ・可搬型エリアモニタ(3号及び4号炉共用) 	<p>タ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタの指示値は、緊急時対策所にて容易、かつ確実に把握できる設計とする。また、可搬型モニタリング・ポストの指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所エリアモニタ ・可搬型モニタリング・ポスト(8.1 放射線管理設備) 	<p>侵入防止)は「緊急時対策所エリアモニタ」及び「可搬型モニタリング・ポスト」両方用いるのに対し、玄海は可搬型エリアモニタを「加圧判断に使用する」としている。(KKも同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「可搬型モニタリング・ポスト」の名称は第60条と整合 <p>記載表現の相違(緊急時対策所棟内)※2 設備名称の相違 設備の相違(無線) <ul style="list-style-type: none"> ・東二は衛星系回線を使用 </p>
<p>b. 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>(a) 情報収集のための設備</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備(情報の把握)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(情報の把握)として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所(緊急時対策棟内)において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所(緊急時対策棟内)で表示できるよう、緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置を設置する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)(3号及び4号炉共用) 	<p>(2) 必要な情報の把握及び通信連絡</p> <p>a. 必要な情報の把握</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等時においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として重大事故等対処設備(必要な情報の把握)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(必要な情報の把握)として重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム(S P D S)(以下「安全パラメータ表示システム(S P D S)」という。)を設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(S P D S)のうち、データ伝送装置の電源は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム(S P D S)(10.12 通信連絡設備) 	<p>記載表現の相違 設備名称の整理 設備の技術的能力手順名と整合 記載の整合・適正化</p> <p>記載表現の相違(緊急時対策所棟内)※2</p> <p>*事故状態「等」：風向、風速、波高 *パラメータ「等」：警報表示、系統の状態 記載表現の相違(緊急時対策所「内」)※6 設備名称、記載表現の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・「安全パラメータ表示システム(S P D S)」：データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置の三つの設備で構成する総称名 (第62条と整合) <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違 設備の相違(大容量空気冷却式発電機) <ul style="list-style-type: none"> ・東二は、代替電源設備として常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車 </p> <p>・安全パラメータ表示システム(S P D S)</p> </p>

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・SPDS データ表示装置(3号及び4号炉共用) ・大容量空冷式発電機(10.2 代替電源設備) <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 (10.2 代替電源設備) ・可搬型代替低圧電源車 (10.2 代替電源設備) <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>は「10.12 通信連絡設備」記載 設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし 設備の相違</p> <p>設備名称、記載表現の相違</p>
<p>(b) 通信連絡のための設備</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(通信連絡)として、緊急時対策所(緊急時対策棟内)から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の通信連絡設備として、携帯型通話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯型通話設備(3号及び4号炉共用) (10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時) ・衛星携帯電話設備(3号及び4号炉共用) (10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時) ・無線連絡設備(3号及び4号炉共用) (10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時) ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(3号及び4号炉共用) (10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時) 	<p>b. 通信連絡</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等時においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として重大事故等対処設備(通信連絡)を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備(通信連絡)として緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、本店(東京)、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(携帯型)、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備(固定型) (10.12 通信連絡設備) ・衛星電話設備(携帯型) (10.12 通信連絡設備) ・無線連絡設備(携帯型) (10.12 通信連絡設備) ・携行型有線通話装置 (10.12 通信連絡設備) ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX) (10.12 通信連絡設備) 	<p>記載表現の相違</p> <p>・東二の技術的能力手順名と整合</p> <p>・記載の整合・適正化</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2</p> <p>・(東京) の記載追加 (62条コメント反映) *その他関係機関「等」：警察、消防、海保</p> <p>設備名称の相違</p> <p>・SA設備内容の相違</p>
<p>c. 代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備(電源の確保)を設ける。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合の重大事故等対処設備(電源の確保)として、緊急時対策所用発電機車、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用</p>	<p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>a. 緊急時対策所用常設代替電源設備による給電</p> <p>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう重大事故等対処設備(緊急時対策所用常設代替電源設備による給電)を設ける。</p> <p>常用電源設備からの受電が喪失した場合の重大事故等対処設備(緊急時対策所用常設代替電源設備による給電)として緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>・項目番号の整理</p> <p>・東二の技術的能力手順名と整合</p> <p>・記載の整合・適正化</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2</p> <p>設備の相違（緊急時対策所用発電機車）</p> <p>・東二は、建屋内にSA設備として「発電機」を設置。以下、「※7」と記載。</p>

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>発電機車用給油ポンプを使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所(緊急時対策棟内)に給電するために必要な発電機容量を有するものを、予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを用いて、燃料を補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機車(3号及び4号炉共用) ・緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク(3号及び4号炉共用) ・緊急日寺対策所用発電機車用給油ポンプ(3号及び4号炉共用) <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。</p> <p>ただし、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性、位置的分散等の設計方針は適用しない。</p> <p>携帯型通話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、「10.12 通信連絡設備 10.12.2 重大事故等時」にて記載する。</p> <p>ディーゼル発電機及び大容量空冷式発電機は、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプを使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1個で緊急時対策所に給電するために必要な発電機容量を有するものを、常設設備として2個設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクより緊急時対策所用発電機給油ポンプを用いて、燃料を補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ <p>非常用ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。</p> <p>ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは、「8.1 放射線管理設備」に示す。</p> <p>安全パラメータ表示システム(S P D S)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)無線連絡設備(携帯型)、携行型有線通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、I P電話及びI P-FAX)は、「10.12 通信連絡設備」に示す。</p> <p>非常用ディーゼル発電機、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車は、「10.2 代替電源設備」に示す。</p>	<p>(KKは電源車2台1セット5台) 記載表現、設備名称の相違 ・東二の発電機は、多重化要求の2個以外に故障、点検のための予備は持たない設計 ・東二は個数単位で統一。以下、「※8」と記載。(KKは「台」) ・東二は、常設発電機のため「保管」ではなく「設置する」と記載</p> <p>設備の相違(緊急時対策所用発電機車)※7 設備名称の相違 設備名称の相違(共用)・東二は、共用なし *東二：「緊急時対策所用M/C」 東二は「緊急時対策所用M/C」を当初SA主要設備としていたが、第57条との整合によりSA関連設備(交流電路)へ変更。</p> <p>【SA主要設備と関連設備の整理】 61条及び57条のSA設備の考え方は、SA時に給電する必要のある配電盤はSA設備であり、主要設備と関連設備の記載方針は、規制要求が直接ある設備の内、代替電源設備から最初に給電される配電盤を主要設備とし、その他SA時に給電する必要がある配電盤は関連設備とする。</p> <p>設備名称、記載表現の相違</p> <p>・可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」記載 ・安全パラメータ表示システム(S P D S)は「10.12 通信連絡設備」記載 設備名称、記載表現の相違 ・SA設備の相違</p> <p>設備名称、記載表現の相違 設備の相違(大容量空気冷却式発電機) ・東二は、代替電源設備として常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車</p>
		6/27

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>10.9.2.2.1 多重性、多様性、独立性及び位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を空冷式の緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。 緊急時対策所(緊急時対策棟内)及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟内に設置し、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所用発電機車は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置及び保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、1台で緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2台(3号及び4号炉共用)設置することで、多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、1台で緊急時対策所(緊急時対策棟内)に給電するために必要な発電機容量を有するものを合計3台(3号及び4号炉共用)保管することで、多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、 1基で緊急時対策所用発電機車の7日分の連続定格運転に必要なタンク容量を</p>	<p>10.9.2.2.1 多重性、多様性、独立性及び位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに非常用換気設備として緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所用差圧計を有し、さらに、非常用換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所建屋内に設置及び保管することで、中央制御室に対して位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、1個で緊急時対策所内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2個設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、中央制御室の電源である非常用ディーゼル発電機と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、電源の冷却方式を空冷式とすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1個で緊急時対策所に給電するために必要な発電機容量を有するものを常設設備として合計2個設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、1個で緊急時対策所用発電機の7日分の連続運転に必要なタンク容量を有するものを合計2</p>	<p>記載の相違（代替緊急時対策所）※1</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 (遮へい)※3</p> <p>設備名称の相違 設備の相違（東二：差圧計）※5、（緊急時対策所用発電機車）※7</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 設備名称の相違 設備の相違（東二：差圧計）※5、（緊急時対策所用発電機車）※7</p> <p>記載表現の相違（東二：中央制御室に対して） ・設備設置場所の違いによる記載の適正化</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 記載表現（個）※8 ・「有する」：記載の整合・適正化 設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし</p> <p>記載の追記 ・61条規制要求(1. b)の適合性として、中央制御室の電源との共通要因により機能喪失しないことを記載。 (62条コメント反映)</p> <p>設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※7 記載表現（個）※8</p> <p>記載の適正化 ・東二は、常設発電機のため「設置」と記載 ・東二の発電機は予備設置が無いため2個 ・「有する」：記載の整合・適正化 設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし</p> <p>設備名称の相違（KKは、タクローを使用） 設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※7 記載表現（個）※8</p>

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>有するものを合計2基(3号及び4号炉共用)設置することで、多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、1台で緊急時対策所用発電機車の連続定格運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを合計2台(3号及び4号炉共用)設置することで、多重性を持つ設計とする。</p>	<p>個設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、1個で緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを合計2個設置することで、多重性を有する設計とする。</p>	<p>記載表現の相違（連続定格運転） ・東二は第57条の記載と整合し「連続運転」設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし</p>
<p>10.9.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、緊急時対策棟と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、他の設備から独立して使用可能により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。居住性の確保に使用する緊急時対策所加圧設備は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して単独で使用可能により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタは、設置場所において固縛等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.9.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、他の設備から独立して使用可能により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。居住性の確保に使用する緊急時対策所加圧設備は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所用差圧計は、他の設備から独立して単独で使用可能により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して単独で使用可能により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、緊急時対策所エリアモニタは、設置場所において固縛等によって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設備名称の相違 設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※7 記載表現（個）※8 記載表現の相違（連続定格運転） ・東二は第57条の記載と整合し「連続運転」 ・「有する」：記載の整合・適正化 設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし</p> <p>記載の相違（代替緊急時対策所）※1</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 (遮へい)※3 ・記載の適正化 *倒壊「等」：屋根の崩落、壁のヒビ、割れ</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載の追記（東二：差圧計）※5、 方針を記載</p> <p>・可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」記載 *固縛「等」：柱止め、接着、台止め、ビス止め</p>

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>い設計とする。</p> <p>情報の把握に使用する緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機車は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、緊急時対策所用発電機車は、設置場所において車輪止めによって固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、他の設備から独立して使用可能とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプは、他の設備から独立して使用可能とすることにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム（SPDS）は「10.12 通信連絡設備」記載 <p>設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※7</p> <p>*東二は、常設（固定）された発電機のため、車両止めは用いていない（玄海固有）</p> <p>設備名称の相違</p>
<p>10.9.2.3 共用の禁止</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、事故対応において3号炉及び4号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮へい（緊急時対策棟内）、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、SPDSデータ表示装置、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを設置する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、更にプラントパラメータは、号炉ごとに表示・監視できる設計とする。</p>		<p>*運用の相違（共用の禁止）</p> <ul style="list-style-type: none"> 東二は、単機プラントのため該当なし 以降、項目番号繰り上り
<p>10.9.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p>	<p>10.9.2.3 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p>	<p>・項目番号の整理</p> <p>記載の相違（代替緊急時対策所）※1</p>

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所(緊急時対策棟内)の指揮スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、最大 100 名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所(緊急時対策棟内)に 7 日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所(緊急時対策棟内)にとどまる要員の実効線量が事故後 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を換気するためのファン容量及びフィルタ容量を有する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に対し、放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員、最大 100 名を収容できる設計とする。また、対策要員が緊急時対策所に 7 日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材(線量計及びマスク等) や食料等を配備できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等時において、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後 7 日間で 100mSv を超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所にとどまる対策要員の被ばくを低減し、かつ酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、緊急時対策所内を換気するためのファン容量及びフィルタ容量を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、身体の汚染検査及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策所建屋内に対して放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所の正圧化された室内と隣接区画との差圧を監視できる計測範囲を有する設計とする。</p>	<p>記載表現の相違(緊急時対策所棟内)※2 ・東二は記載した対策要員以外に要員は無いため対策要員等の「等」を削除 *【対策要員「最大 100 名」収容の内訳】 ・必要な指示をする対策要員：46 名 ・放射性物質の拡散抑制の要員：18 名 の合計 64 名を収容する。 (東二は対策要員を災害対策本部室及び隣接する宿泊・休憩室に収容する設計としている) *現場活動「等」：弁操作、モニタリング、水源確保、アクセスルート確保 *食料「等」：飲料水、周辺地図、周辺人口関連データ、計器類</p> <p>記載表現の相違(緊急時対策所棟内)※2 (遮へい)※3 (緊急時対策所「内」)※6 *記載の整合・適正化 設備名称の相違(東二：加圧設備)※4</p> <p>設備名称の相違 記載表現の相違 ・東二は適切な用語として「被ばく」と記載(IIIも同じ記載)</p> <p>設備名称の相違 設備名称の相違(緊急時対策所棟内)※2 *記載の適正化</p> <p>記載表現の相違(身体サーベイ) ・東二は、技術的能力、補足説明資料を含め「身体の汚染検査」で用語を統一(III「身体サーベイ」) *記載の適正化 *着替え「等」：マスク、線量計、ヘルメット、安全帯の着脱</p> <p>設備の相違(東二：差圧計)※5 方針を記載</p>

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時対策所加圧設備は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえ、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なプルームの通過に対して十分な余裕を持つ設計とする。保有数は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を加圧するために必要な容量の空気ボンベに、保守点検は目視点検であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個を加え、一式(3号及び4号炉共用)を保管する。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものを、それぞれ1個を1セットとし、3号炉及び4号炉で1セットを使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2セットの合計3セット(3号及び4号炉共用)を保管する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の放射線量の測定が可能な計測範囲を持つものを1セット1個使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット1個、保守点検は模擬入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計2個(3号及び4号炉共用)を保管する。</p> <p>可搬型エリアモニタは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)の加圧判断が可能な個数として3号炉及び4号炉で1セット1個使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット1個、保守点検は模擬入力による特性確認等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計2個(3号及び4号炉共用)を保管する。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>SPDSデータ表示装置は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有するために必要な個数を設置する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所加圧設備は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえ、緊急時対策所等を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なプルームの通過に対して十分な余裕を持つ設計とする。空気ボンベの保有数は、緊急時対策所等を加圧するために必要な容量の空気ボンベ320個に、故障時及び保守点検による待機除外時の予備用として80個を加えた合計400個を保管する。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定が可能なものを、それぞれ1個使用する。保有数は、それぞれ故障時及び保守点検による待機除外時の予備用として1個を加えた合計2個を保管する。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所の放射線量の測定が可能な計測範囲を持つものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時の予備用として1個を加えた合計2個を保管する。</p>	<p>設備名称の相違（緊急時対策所棟内）※2 *緊急時対策所「等」：ポンベ加圧する災害対策本部室、宿泊・休憩室、食料庫、エアロック室、災害対策本部空調機械室</p> <p>記載表現の相違 •「空気ポンベの」を追記。 •「バックアップ用」を「予備用」と記載 •東二是第59条と整合しポンベ個数を記載（KK記載無し） (第10.9-3表にポンベ個数等記載(KK記載有)) 設備名称の相違（共用）・東二是、共用なし</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 記載表現の相違 •玄海「居住環境の基準値」に対して、KKの記載内容と整合した（KKは本部、待避場所で各1台+予備の合計3台保管） •東二是「それぞれ」を追記。 •「バックアップ用」を「予備用」と記載 記載表現（個）※8 設備名称の相違（共用）・東二是、共用なし</p> <p>記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2 記載表現の相違 •東二是、保守点検中（分解点検及び校正作業）は機器が使用できない状態となるため、故障及び保守点検中を考慮した予備数を記載 •「バックアップ用」を「予備用」と記載 設備名称の相違（共用）・東二是、共用なし</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」記載</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は「10.12 通信連絡設備」記載</p>

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>代替電源設備である緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)に給電するために必要な発電機容量を有するものを3号炉及び4号炉で1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉で1セット1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台(3号及び4号炉共用)を保管する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、緊急時対策所用発電機車の7日分の連続定格運転に必要なタンク容量を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所用発電機車の連続定格運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する設計とする。</p>	<p>代替電源設備である緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所に給電するために必要な発電機容量を有するものを1個使用する。保有数は、多重化要求からの1個を加えた合計2個を常設設備して設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、外部からの支援がなくとも、緊急時対策所用発電機の7日分の連続運転に必要なタンク容量を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、緊急時対策所用発電機の連続運転に必要な燃料を給油できるポンプ容量を有する設計とする。</p>	<p>設備の相違 (緊急時対策所用発電機車) ※7 記載表現の相違 (緊急時対策所棟内) ※2 記載の適正化 ・東二の発電機は、多重化要求の2個以外に故障、点検のための予備は持たない設計 ・常設電源のため「設置」と記載 設備名称(個) ※7 設備名称の相違(共用) ・東二は、共用なし</p> <p>設備名称の相違 設備の相違 (緊急時対策所用発電機車) ※7 記載表現の相違 (連続定格運転) ・東二は第57条の記載と整合し「連続運転」</p> <p>設備名称の相違 設備の相違 (緊急時対策所用発電機車) ※7 記載表現の相違 (連続定格運転) ・東二は第57条の記載と整合し「連続運転」</p> <p>・項目番号の整理</p> <p>記載の相違 (代替緊急時対策所) ※1</p> <p>記載表現の相違 (緊急時対策所棟内) ※2 (遮へい) ※3 記載表現の相違 (棟) ・東二は「建屋」で記載統一</p> <p>*玄海記載整理に合わせて東二記載を整合 (Kは建屋内と屋外に分け記載) 【記載整理】 ・常設設備で「建屋内」に設置し、「緊対所」で操作する設備 ・「加圧設備」に空気ポンベが含まれるため「設置及び保管」と記載 記載表現の相違 (緊急時対策所「内」) ※6 【記載整理】 ・常設設備で「建屋内」に設置し「操作の必要な設備」</p>
<p>10.9.2.2.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、屋外及び緊急時対策棟内に設置し、コンクリート構造物として緊急時対策棟と一体であり、建屋として重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策棟内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所(緊急時対策棟内)内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮し</p>	<p>10.9.2.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、屋外及び緊急時対策所建屋内に設置し、コンクリート構造物として緊急時対策所建屋と一体であり、建屋として重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所用差圧計、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機給油ポンプ及び緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所建屋内に設置及び保管し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は、緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、緊急時対策所建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>た設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用発電機車は、屋外に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内で可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所(緊急時対策棟内)内(計測場所)で可能な設計とする。</p> <p>可搬型エリアモニタは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に保管するとともに、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)は、原子炉補助建屋及び4号炉の原子炉周辺建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDSデータ表示装置は、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、屋外に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内で可能な設計とする。</p> <p>10.9.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所加圧設備を使用した居住性の確保を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替え</p>	<p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所建屋内に保管及び設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は、緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p>10.9.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備を使用した居住性の確保を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常運転から非常時運転に変更できる設計とする。</p>	<p>【記載整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設設備で「屋外」に設置し「操作の必要の無い設備」 <p>* 東二には、玄海記載に該当する屋外設備は無し</p> <p>【記載整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬設備で「建屋内」に「保管及び設置し、「緊対所」で操作する設備 <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」記載 <ul style="list-style-type: none"> 安全パラメータ表示システム（S P D S）は「10.12 通信連絡設備」記載 <p>* 東二には、玄海記載に該当する屋外設備は無し</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目番号の整理 <p>記載の相違（代替緊急時対策所）※1</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違（切換えできる）</p> <p>・記載の方針は第43条類型化区分に基づく</p>

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>できる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じてこれらの設備の運転・停止を行う必要があるため、緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策棟近傍に配備し、簡便な接続規格による接続とする設計とともに、容易に交換ができる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所(緊急時対策棟内)内を加圧する必要があるため、設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の手動弁により確実に空気加圧操作ができる設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等、人力により容易に運搬でき、付属の操作スイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタを使用した放射線量の測定を行う系統は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタは、人力により容易に運搬できる設計とともに、設置場所にて固縛等により固定できる設計とする。また、付属の操作スイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置を使用した情報の把握を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDSデータ表示装置は、付属の操作スイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p>	<p>緊急時対策所非常用送風機は、外気中の放射性物質の濃度に応じてこれらの設備の運転・停止を行う必要があるため、放射線量の影響を受けない異なる区画又は離れた場所から遠隔で操作可能な設計とする。操作は、緊急時対策所内のスイッチにより操作可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策所建屋内に配備し、簡便な接続規格による接続とする設計とともに、容易に交換ができる設計とする。また、外気中の放射性物質の濃度に応じて緊急時対策所等を加圧する必要があるため、緊急時対策所内のスイッチにより操作可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる設計とする。また、人力による運搬、移動ができるとともに、付属のスイッチにより設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタを使用した放射線量の測定は、設計基準対象施設と兼用せず、他の設備から独立して単独で使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所エリアモニタは、人力による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にて固縛等が可能な設計とする。また、付属のスイッチにより設置場所で操作可能な設計とする。</p>	<p>方針と整合。以下、「※9」と記載。 記載表現の相違（スイッチ操作記載） （第43条類型化区分）※9 記載表現の相違（緊急時対策所棟内）※2</p> <p>記載表現（設置場所）の相違 記載表現の相違（棟） ・東二は「建屋」で記載統一 *緊急時対策所「等」：ボンベ加圧する災害対策本部室、宿泊・休憩室、食料庫、エアロック室、災害対策本部空調機械室 運用の相違（手動弁） ・東二は、スイッチによる操作で換気系の運転モードを変更する。</p> <p>記載表現の相違 ・記載の適正化 記載表現の相違（第43条類型化区分）※9</p> <p>・可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」記載 記載表現の相違（を行う系統） ・東二は、単独で使用する設備であるため、記載を変更（修正） 記載表現の相違（第43条類型化区分）※9 *固縛「等」：栓止め、接着、台止め、ビス止め</p> <p>*「差圧計」について 差圧計は常設設備であり、差圧確認のための操作の必要は無い。</p> <p>・安全パラメータ表示システム（SPDS）は「10.12 通信連絡設備」記載</p>

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時対策所用発電機車、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを使用した電源の確保を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切替える設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、車両として移動可能な設計とともに、車輪止めを積載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策棟及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続が速やかに行えるよう、緊急時対策棟近傍に配備する。緊急時対策棟との電源ケーブルの接続は、コネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。緊急時対策所用発電機車用給油ポンプとの接続は、フランジ接続とし、一般的に使用される工具を用いて可搬型ホースを確実に接続できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、緊急時対策棟近傍に設置し、設置場所及び緊急時対策所(緊急時対策棟内)内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機給油ポンプを使用した電源の確保を行う系統は、重大事故等時でも、通常時の電源系統から代替電源設備による給電に変更できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所内のスイッチにより自動及び手動による操作が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機給油ポンプは、緊急時対策所内のスイッチにより自動及び手動による操作が可能な設計とする。</p>	<p>設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※7 記載表現の相違（第43条類型化区分）※9</p> <p>設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※7 記載の適正化 (緊急時対策所「内」)※6 •ポンプについて記載追記 (※は玄海同様電源車による運用)</p>
10.9.2.3 主要設備及び仕様	10.9.2.3 主要設備及び仕様	記載相違（資料番号）
緊急時対策所(重大事故等時)の主要設備及び仕様を第10.9.2表及び第10.9.3表に示す。	緊急時対策所（重大事故等時）の主要設備及び仕様を第10.9-2表及び第10.9-3表に示す。	
10.9.2.4 試験検査	10.9.2.4 試験検査	記載の相違（代替緊急時対策所）※1
<p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 代替緊急時対策所 記載内容割愛</p> <p>(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)</p> <p>居住性の確保に使用する緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p>	<p>記載表現の相違（遮へい）※3, (緊急時対策所棟内)※2 記載表現の相違 •記載表現の適正化 (原子炉の運転中又は停止中の追記)</p>

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>居住性の確保に使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能なように点検口を設ける設計とし、性能の確認が可能なようフィルタを取り出すことが可能な設計とする。</p>	<p>居住性の確保に使用する緊急時対策所非常用送風機は、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p>	<p>設備名称の相違 記載表現の相違 ・玄海は「ファン」「フィルタ」を統合した記載しているが、東二は「送風機」と「フィルタ装置」とに分割して記載。 ・記載表現の適正化 (原子炉の運転中又は停止中の追記)</p>
<p>居住性の確保に使用する緊急時対策所加圧設備は、通気による機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。緊急時対策所加圧設備は、規定圧力及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>居住性の確保に使用する緊急時対策所加圧設備は、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、原子炉の運転中又は停止中に規定圧力及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>設備名称の相違 記載表現の相違 ・記載表現の適正化 (原子炉の運転中又は停止中の追記)</p>
<p>居住性の確保に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能の確認(特性の確認)が可能なように、標準器等による校正ができる設計とする。</p>	<p>居住性の確保に使用する緊急時対策所用差圧計は、原子炉の運転中又は停止中に模擬入力により機能・性能の確認(特性の確認)及び標準器等による校正が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現の相違 ・記載表現の適正化 (原子炉の運転中又は停止中の追記)</p> <p>設備の追記（東二：差圧計）※5 (KKは差圧計を酸素濃度計、二酸化炭素濃度計とまとめて記載)</p> <p>記載表現の適正化（第43条類型化区分）※9 (原子炉の運転中又は停止中の追記) (記載内容KKと同様)</p> <p>*模擬入力：規定圧力の入力 *標準器「等」：校正のための試験アイテムを指す</p> <p>記載表現の適正化（第43条類型化区分）※9 (原子炉の運転中又は停止中の追記) (記載内容KKと同様)</p> <p>*模擬入力：模擬ガスを用いた入力 *標準器「等」：校正のための試験アイテムを指す</p>
<p>居住性の確保に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタは、模擬入力による機能・性能の確認(特性の確認)及び校正ができる設計とする。</p>	<p>居住性の確保に使用する緊急時対策所エアモニタは、原子炉の運転中又は停止中に模擬入力により機能・性能の確認(特性の確認)及び校正が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現の適正化（第43条類型化区分）※9 (原子炉の運転中又は停止中の追記) (記載内容KKと同様)</p> <p>*模擬入力：校正線源を用いた入力により、機能・性能の確認と校正を行う事が可能 ・可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」記載 ・安全パラメータ表示システム（SPDS）は「10.12 通信連絡設備」記載</p>
<p>情報の把握に使用する緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッシュ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機車は、模擬負荷による機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、分解又は取替が可能な設計とする。また、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、通常時の系統構成により機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、油量、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能なように油面計を設け、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、分解が可能な設計とする。</p>	<p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機は、原子炉の運転中又は停止中に起動試験による機能・性能の確認ができる系統設計とする。また、原子炉の停止中に模擬負荷試験による機能・性能の確認及び分解が可能な設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクは、原子炉の運転中又は停止中に油量の確認、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、原子炉の停止中に内部確認が可能なよう、マンホールを設ける設計とする。</p> <p>電源の確保に使用する緊急時対策所用発電機給油ポンプは、原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p>	<p>設備の相違（緊急時対策所用発電機車）※7 記載表現の適正化（第43条類型化区分）※9 （原子炉の運転中又は停止中の追記） ・玄海は発電機車固有の記載（KK電源車） 記載表現の相違（外観確認） ・東二は常設の発電機であり、分解検査の一環として各部品の状態確認を行なう。</p> <p>設備名称の相違 記載表現の適正化（第43条類型化区分）※9 （原子炉の運転中又は停止中の追記） （「油量の確認」へ記載適正化） 記載表現の相違 ・玄海は「タンク」「ポンプ」を統合した記載としているが、東二は分割して記載。</p> <p>設備名称の相違 記載表現の適正化（第43条類型化区分）※9 （原子炉の運転中又は停止中の追記） *外観確認 ・給油ポンプは、分解検査の一環として各部品の状態確認を行なう。</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目：_61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッシュ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
第 10.9.2 表 緊急時対策所(重大事故等時)(常設)の設備仕様	第 10.9-2 表 緊急時対策所(重大事故等時)(常設)設備仕様	
(1) 代替緊急時対策所		記載の相違（代替緊急時対策所）※1
(2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内)		
a. 緊急時対策所遮へい(緊急時対策棟内)(3号及び4号炉共用)	(1) 緊急時対策所遮蔽 兼用する設備は以下のとおり。 ・遮へい設備 ・緊急時対策所(重大事故等時) 個 数 一式	記載表現の相違（遮へい）※3
兼用する設備は以下のとおり。	・遮蔽設備 ・緊急時対策所(重大事故等時) 個 数 一式	
b. 緊急時対策所非常用空気浄化ファン(3号及び4号炉共用)	(2) 緊急時対策所非常用換気設備 (a) 緊急時対策所非常用送風機 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所換気設備(重大事故等時) ・緊急時対策所(重大事故等時) 台 数 2 容 量 約 100 m³ /min (1台当たり)	設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし
兼用する設備は以下のとおり。	・緊急時対策所非常用換気設備(重大事故等時) ・緊急時対策所(重大事故等時) 個 数 1 (予備 1) 容 量 5,000m³/h	
c. 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット(3号及び4号炉共用)	(b) 緊急時対策所非常用フィルタ装置 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所非常用換気設備(重大事故等時) ・緊急時対策所(重大事故等時) 型 式 微粒子フィルタ/よう素フィルタ 基 数 2 容 量 約 100 m³ /min (1基当たり) 効 率 単体除去効率 99.97%以上(0.15 μm 粒子) / 95%以上(有機よう素)、 99%以上(無機よう素) 総合除去効率 99.99%以上(0.7 μm 粒子) / 99.75%以上(有機よう素)、 99.99%以上(無機よう素)	設備名称の相違（共用）・東二は、共用なし
兼用する設備は以下のとおり。	・緊急時対策所非常用換気設備(重大事故等時) ・緊急時対策所(重大事故等時) 型 式 微粒子フィルタ/よう素フィルタ 基 数 1 (予備 1) 容 量 5,000m³/h 効 率 単体除去効率 99.97%以上(0.15 μm 粒子) / 99.75%以上(有機よう素)、 99.75%以上(無機よう素) 総合除去効率 99.99%以上(0.5 μm 粒子) / 99.75%以上(有機よう素)、 99.75%以上(無機よう素)	

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目 : 61条】

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッシュ : ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>d. 緊急時対策所情報収集設備(3号及び4号炉共用)</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計装設備(重大事故等対処設備) ・緊急時対策所(通常運転時等) ・緊急時対策所(重大事故等時) ・通信連絡設備(通常運転時等) ・通信連絡設備(重大事故等時) <p>設備名 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS) (3号及び4号炉共用)</p> <p>個数 一式</p> <p>設備名 SPDSデータ表示装置(3号及び4号炉共用)</p> <p>個数 一式</p>	<p>(c) 緊急時対策所用差圧計</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所非常用換気設備(重大事故等時) ・緊急時対策所(重大事故等時) <p>個数 1 測定範囲 0.0～100.0 Pa以上</p> <p>(3) 緊急時対策所用発電機</p> <p>エンジン</p> <p>個数 : 2 使用燃料 : 軽油</p> <p>発電機</p> <p>型式 : 防滴保護、空気冷却自己通風型 個数 : 2 容量 : 約1,725kVA／個 力率 : 0.8 電圧 : 6,600V 周波数 : 50Hz</p>	<p>設備の追記(東二:差圧計)※5, ・安全パラメータ表示システム(SPDS) は「10.12 通信連絡設備」記載</p> <p>設備の追記(緊急時対策所用発電機車)※6</p>
<p>e. 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク(3号及び4号炉共用)</p> <p>型式 横置円筒型地下タンク 基数 2 容量 約75ke(1基当たり) 使用燃料 A重油</p>	<p>(4) 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</p> <p>型式 横置円筒型地下タンク 個数 2 容量 約75kL／個 使用燃料 軽油</p>	<p>設備名称の相違(共用)・東二は、共用なし</p>
<p>f. 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ(3号及び4号炉共用)</p> <p>型式 うず巻式 台数 2 容量 約1.5 m³/h(1台当たり) 最高使用圧力 0.3MPa[gage] 最高使用温度 40°C</p>	<p>(5) 緊急時対策所用発電機給油ポンプ</p> <p>型式 齒車式 個数 2 容量 約1.3 m³/h／個 吐出圧力 約0.3MPa [gage] 最高使用圧力 0.5MPa [gage] 最高使用温度 45°C</p>	<p>設備名称の相違(共用)・東二は、共用なし</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目：_61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッシュ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
第 10.9.3 表 緊急時対策所(重大事故等時)(可搬型)の設備仕様 (1) 代替緊急時対策所 (2) 緊急時対策所(緊急時対策棟内) a. 緊急時対策所加圧設備(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所換気設備(重大事故等時) • 緊急時対策所(重大事故等時) 型式 空気ポンベ 個数 一式 b. 酸素濃度計(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所(通常運転時等) • 緊急時対策所(重大事故等時) 個数 1(予備2) 測定範囲 0~100% c. 二酸化炭素濃度計(3号及び4号炉共用) 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所(通常運転時等) • 緊急時対策所(重大事故等時) 個数 1(予備2) 測定範囲 0~2% d. 緊急時対策所エリアモニタ(3号及び4号炉#用) 兼用する設備は以下のとおり。 • 放射線管理設備(重大事故等時) • 緊急時対策所(重大事故等時) 種類 半導体式検出器	第 10.9-3 表 緊急時対策所(重大事故等時)(可搬型)設備仕様 (1) 緊急時対策所加圧設備 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所換気設備(重大事故等時) • 緊急時対策所(重大事故等時) 型式 空気ポンベ 個数 320(予備80) 容量 約47L/個 充填圧力 約19.6MPa [gage] (2) 酸素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所(通常運転時) • 緊急時対策所(重大事故等) 個数 1(予備1) 測定範囲 0.0~40.0vol% (3) 二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所(通常運転時) • 緊急時対策所(重大事故等) 個数 1(予備1) 測定範囲 0.0~5.0vol% (4) 緊急時対策所エリアモニタ 兼用する設備は以下のとおり。 • 放射線管理設備(重大事故等時) • 緊急時対策所(重大事故等時) 種類 半導体式検出器	記載の相違(代替緊急時対策所)※1 設備名称の相違(共用)・東二は、共用なし *ポンベ個数等の記載を追加 第59条(中央制御室)と記載整合 (KKも同様) 設備名称の相違(共用)・東二は、共用なし 設備名称の相違(共用)・東二は、共用なし 設備名称の相違(共用)・東二は、共用なし 設備名称の相違(共用)・東二は、共用なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッシュ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目：_61条】

玄海原子力発電所 3／4号炉		東海第二発電所	備考
個 数	1 (予備1)	個 数	1 (予備1)
計測範囲	0.001～99.99mSv/h	計測範囲	B.G～999.9mSv/h
e. 可搬型エリアモニタ(3号及び4号炉共用)			記載修正 ・可搬型モニタリング・ポストは「8.1 放射線管理設備」記載
兼用する設備は以下のとおり。			
・放射線管理設備(重大事故等時)			
・緊急時対策所(重大事故等時)			
種類	半導体式検出器		
個 数	8 (予備1) *1		
計測範囲	0.001～300mSv/h		
	*1 放射線管理設備(重大事故等)の必要個数を示す。 緊急時対策所(重大事故等時)の必要個数は1個 (予備1個)とする。		
伝送方法	無線		
f. 緊急時対策所用発電機車(3号及び4号炉共用)			玄海固有 (発電機車) *東二は常設設備の発電機
台数	1 (予備2)		
容量	約1,825kVA(1台当たり)		
電圧	6,600V		

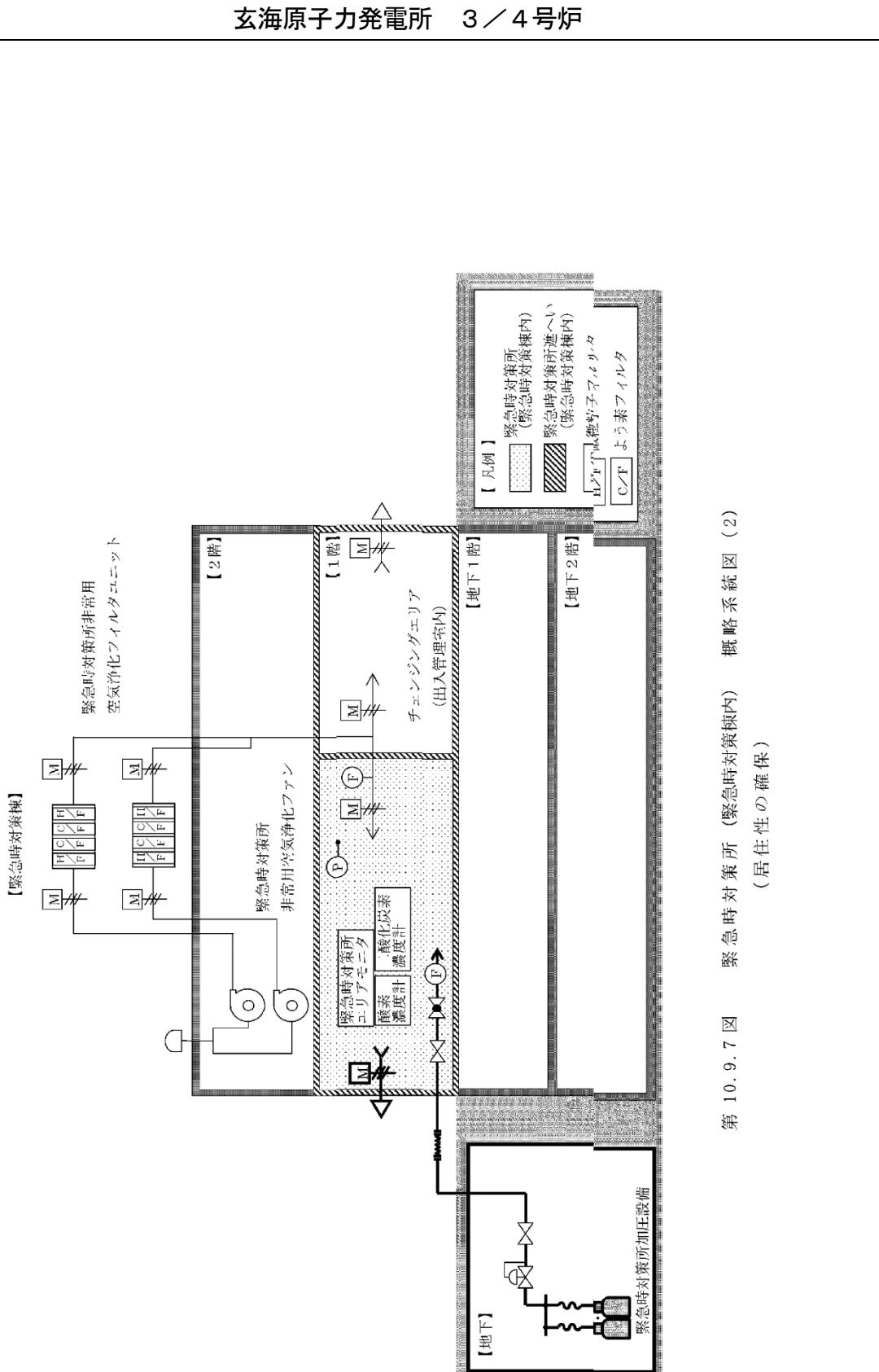
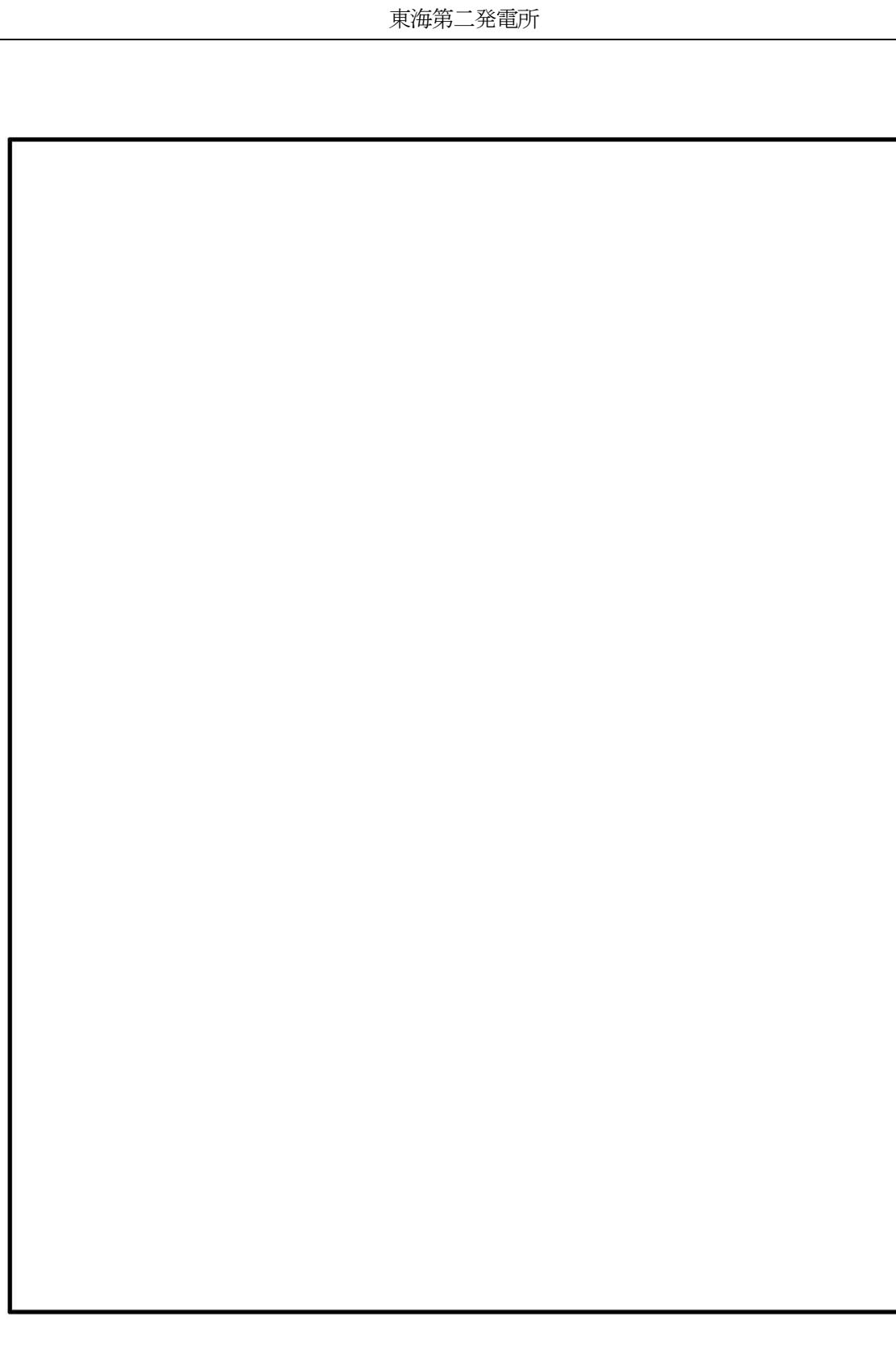
玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目：_61条_】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

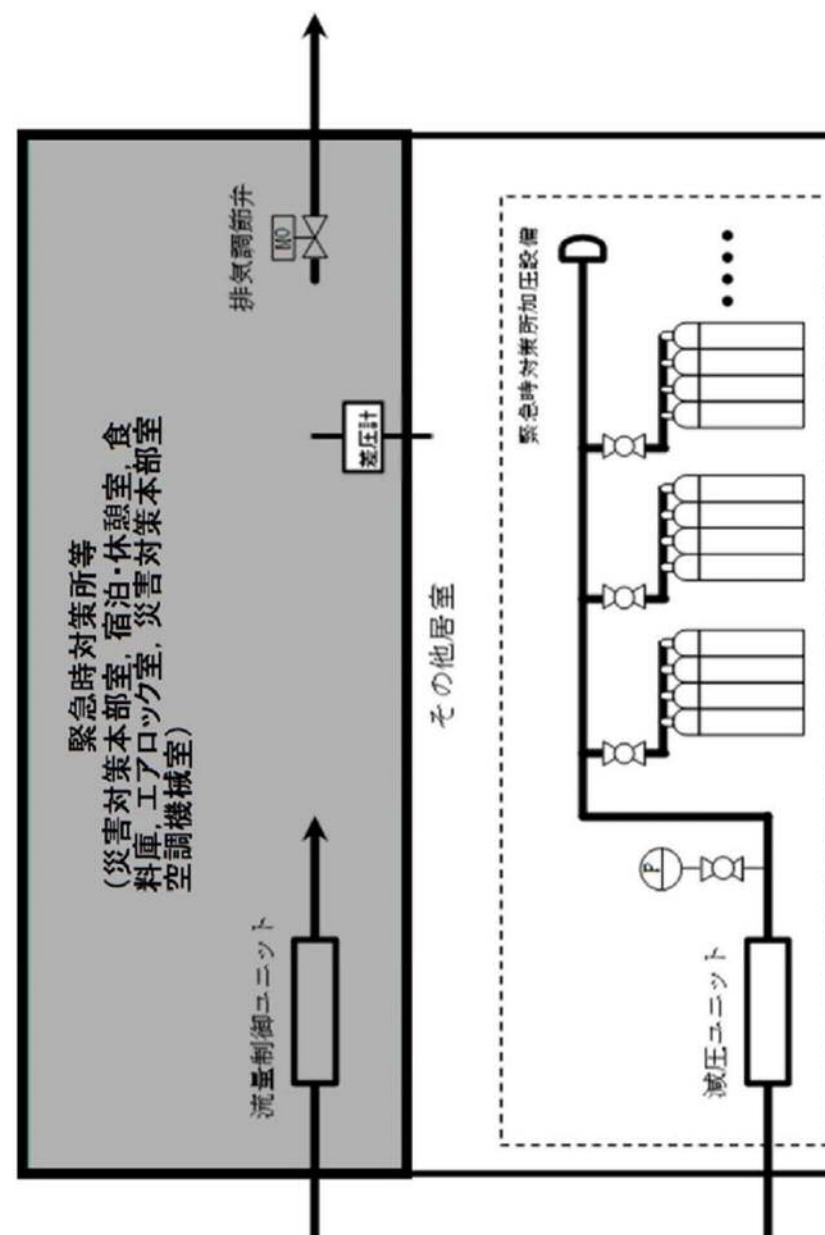
玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>第 10.9.6 図 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 概略系統図 (1) (居住性の確保)</p>	<p>第 10.9-1 図 緊急時対策所 系統概要図 (1) (居住性の確保)</p>	<p>*緊急時対策所非常用換気設備運転モード の追記</p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目：_61条_】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッシュ：ヒアリングコメント対応

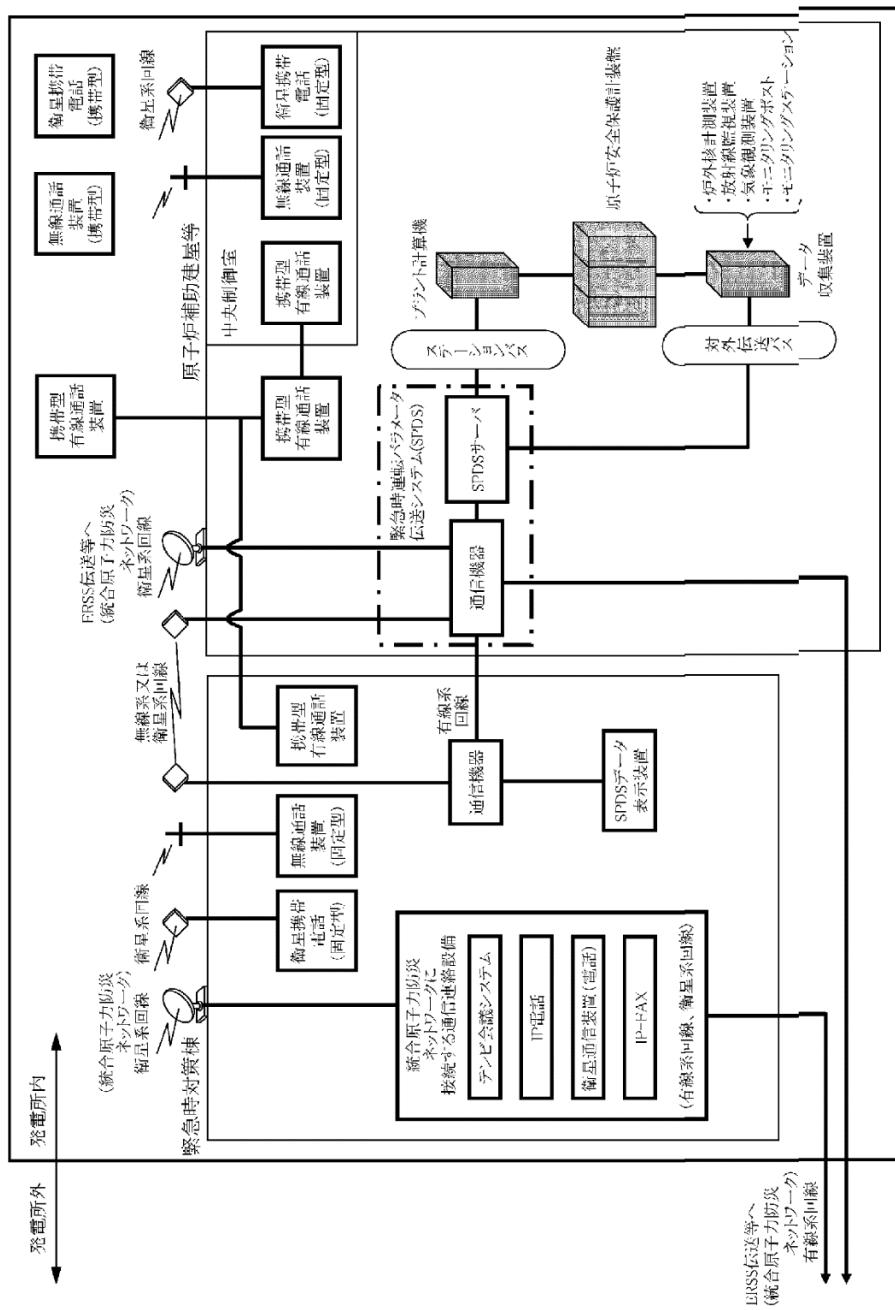
玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
 <p>第 10.9.7 図 緊急時対策所（緊急時対策棟内）概略系統図 (2) (居住性の確保)</p>	 <p>第 10.9-2 図 緊急時対策所 系統概要図 (2) (居住性の確保)</p>	<p>*緊急時対策所非常用換気設備運転モード の追記</p> <p>*緊急時対策所等加圧エリア凡例の追記</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッシュ：ヒアリングコメント対応

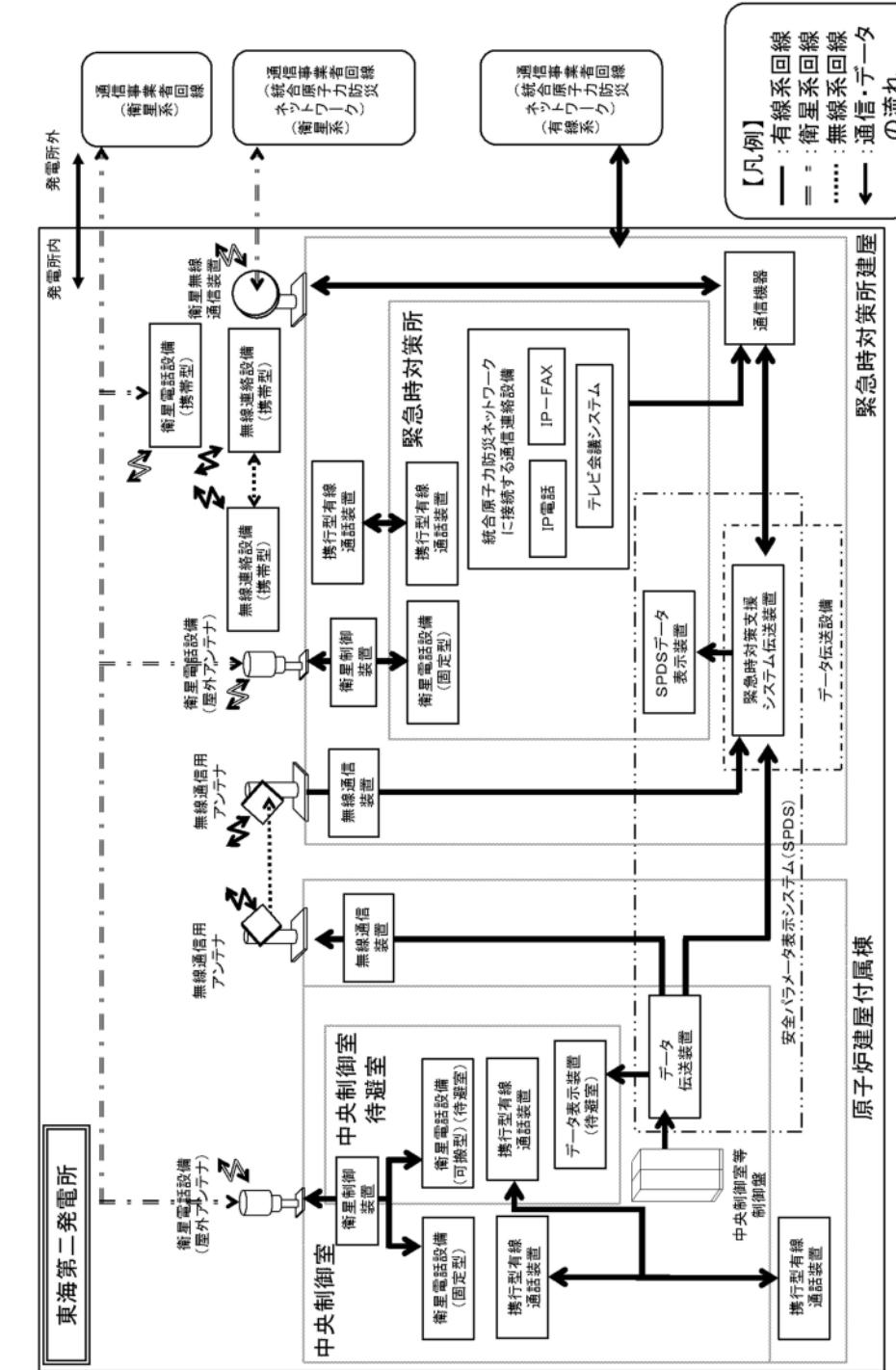
玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>第 10.9.8 図 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 概略系統図 (3) <small>(居住性の確保)</small></p>  <p>□ 内は、防護上の観点から公開できません。</p>	 <p>東海第二発電所</p>	<p>第 10.9-3 図 緊急時対策所 系統概要図 (3) <small>(居住性の確保)</small></p>

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目：61条】

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
黄色ハッシュ：ヒアリングコメント対応



第 10.9.9 図 (緊急時対策棟内) 概略系統図 (4)
(情報の把握)



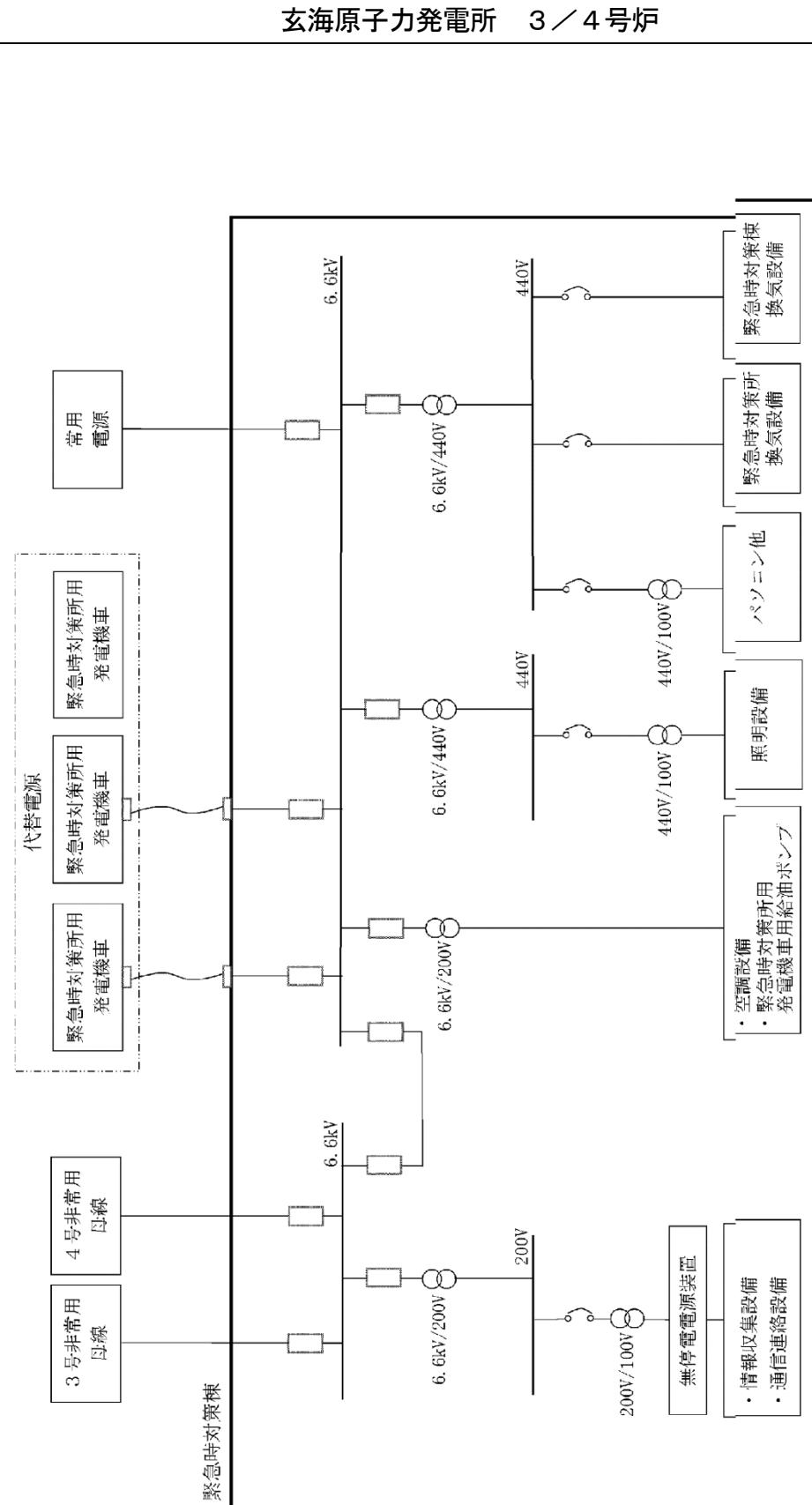
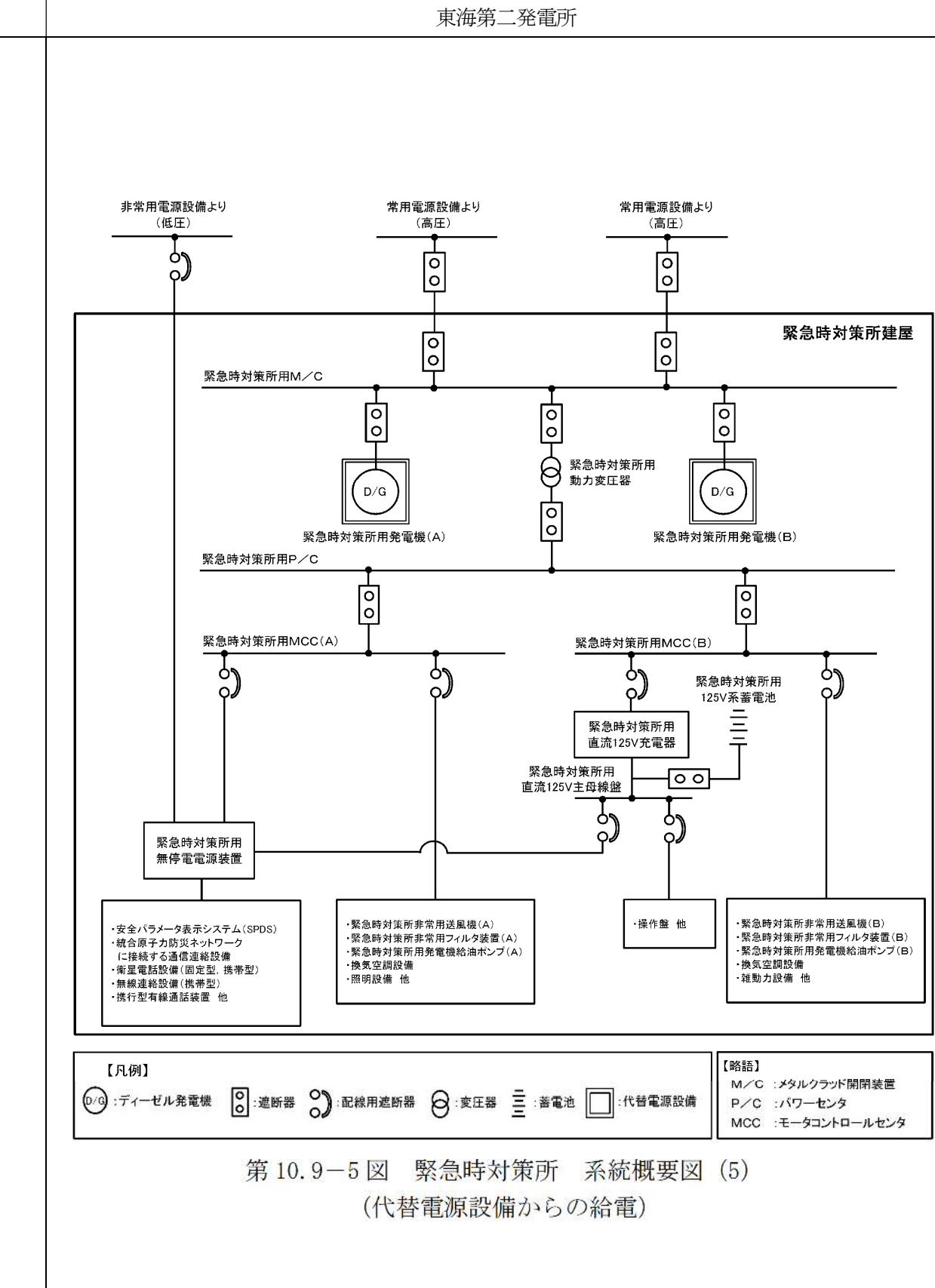
第 10.9-4 図 緊急時対策所系概要図 (4)

(必要な情報の把握及び通信連絡)

備考

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッシュ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61条】

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
 <p>第 10.9.10 図 緊急時対策所(緊急時対策棟内) 概略系統図 (5) (電源の確保)</p> <p>3号非常用母線 4号非常用母線 常用電源 代替電源 緊急時対策所用発電機車 緊急時対策所用発電機車 空調設備 緊急時対策所用油ポンプ 無停電電源装置 情報収集設備 通信連絡設備 緊急時対策棟</p>	 <p>第 10.9.5 図 緊急時対策所 系統概要図 (5) (代替電源設備からの給電)</p> <p>非常用電源設備より(低圧) 常用電源設備より(高圧) 常用電源設備より(高圧) 緊急時対策所建屋 緊急時対策所用M/C 緊急時対策所用P/C 緊急時対策所用MCC(A) 緊急時対策所用MCC(B) 緊急時対策所用D/G 緊急時対策所用D/G 緊急時対策所用125V系蓄電池 緊急時対策所用直流125V充電器 緊急時対策所用直流125V主母線盤 操作盤他 緊急時対策所非常用送風機(A) 緊急時対策所非常用フィルタ装置(A) 緊急時対策所用発電機給油ポンプ(A) 換気空調設備 照明設備他 緊急時対策所非常用送風機(B) 緊急時対策所非常用フィルタ装置(B) 緊急時対策所用発電機給油ポンプ(B) 換気空調設備 操作盤他</p> <p>【凡例】 (D/G) : ディーゼル発電機 (O) : 運転器 (O) : 配線用遮断器 (O) : 変圧器 (---) : 蓄電池 (□) : 代替電源設備 【略語】 M/C : メタルクラッド開閉装置 P/C : パワーセンタ MCC : モータコントロールセンタ </p>	<p>*本文に記載されている設備を記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッシュ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表 【対象項目： 61 条】

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>第 10.9.11 図 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 概略系統図 (6) (電源の確保)</p>	<p>第 10.9-6 図 緊急時対策所 系統概要図 (6) (代替電源設備からの給電)</p>	